

「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」

報 告 書

(抜粋)

平成18年3月

総務省自治財政局  
地域企業経営企画室

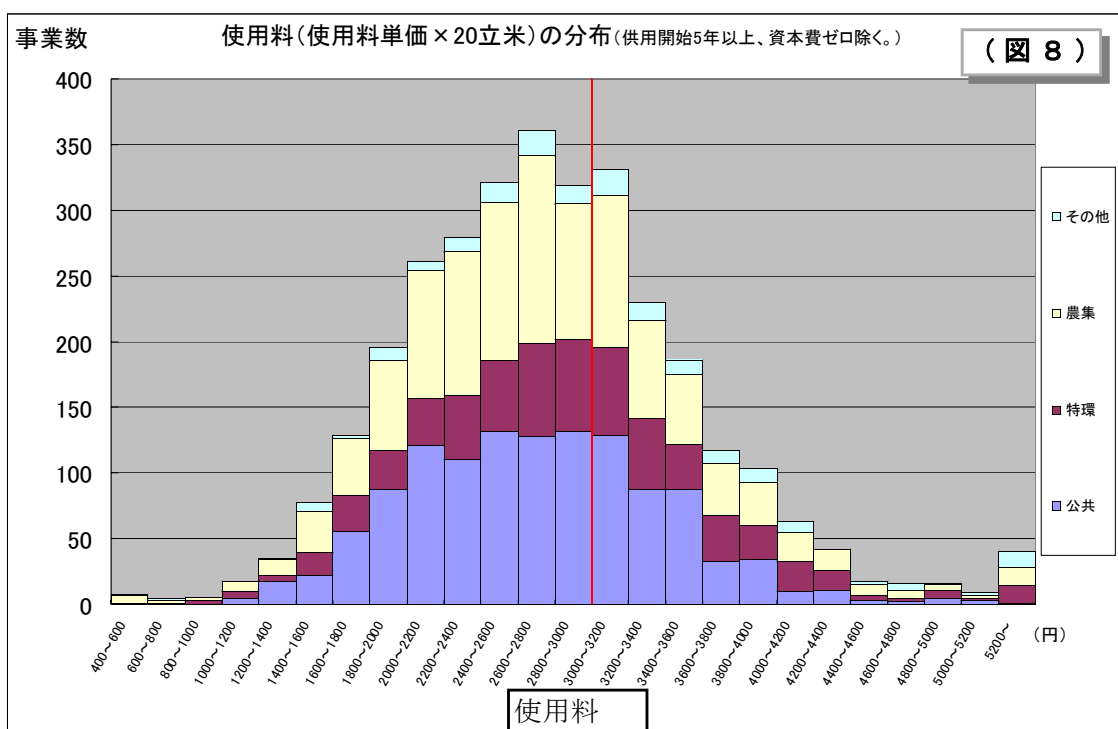
## 4 使用料の適正化

下水道事業については、地方財政法第6条の規定により特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされており、地方公営企業法の適用の有無にかかわらず独立採算の原則が適用されている。また「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、汚水処理経費については一部を除き使用料で回収することが原則とされている。

汚水処理経費は、施設の種類や自然的・地理的条件など各事業によって多寡があり、使用料で回収すべき経費の額には大きな格差がある。

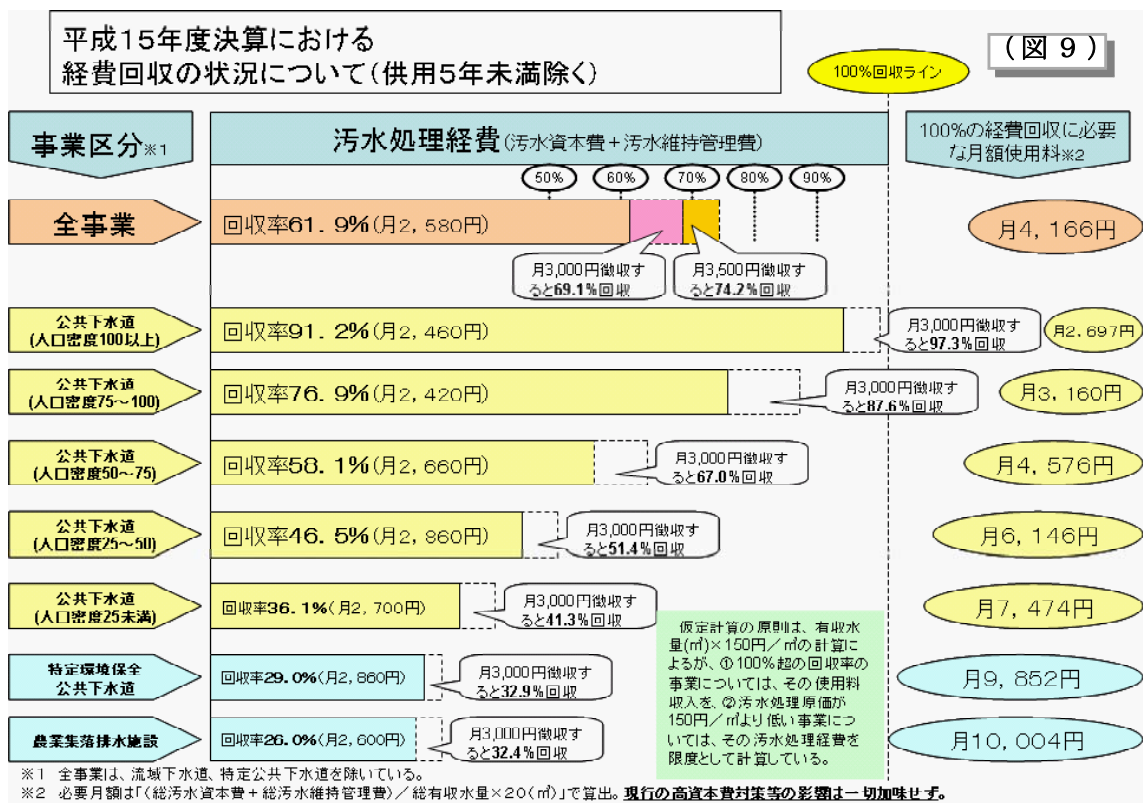
平成15年度決算における下水道の使用料（月平均20立米を使用した場合。以下同じ。）は、公共下水道で2,580円、全事業平均で2,540円などとなっており、水洗化率の著しく低い供用開始後5年未満の事業を除いた平均での経費回収率は61.9%となっている。特に汚水処理経費が高くなる傾向にある特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設については、経費回収率が30%にも満たない状況である。

一方、現状では月5,000円以上の使用料を徴収している事業もあれば、逆に月1,000円に満たない事業もあるなど、使用料の水準には団体間で大きなバラツキがある。（図8）



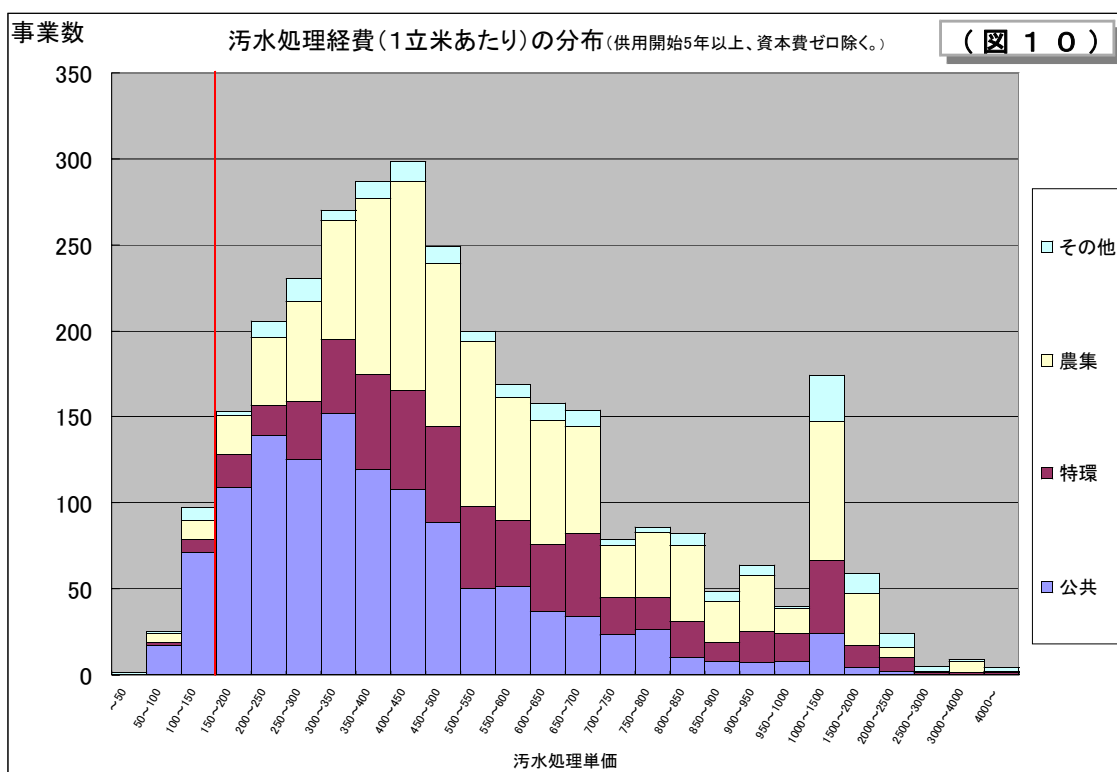
また経費回収率については、処理区域内人口密度が高い事業ほど回収率が高く、逆に密度が低くなるにつれ回収率が低下していくという相関が見られ、処理区域内人口が低い事

業においては、汚水処理経費の全てを使用料によって賄うとすると他の公共料金と比較しても著しく高額な使用料設定が必要となる場合が多い。(図9・図10)



公営企業である以上、適切な使用料の設定により経費回収率を向上させていくことが必要である一方、全ての事業に一律に、汚水処理経費の全てを直ちに使用料で賄うよう使用料改定を求めることは非現実的でもある。なお現状における使用料の改定率は平成15年度で9.0%、15年度改定団体における次期改定予定時期は平均3.8年後となっている。

下水道事業における使用料については、基本は汚水処理経費に見合った額を設定すべきであるが、他の公共料金(特に水道料金)や住民の負担可能額等を勘案し、当面の間は全国平均として月3,000円の水準を目途に適正化を図っていくべきである。



この月3,000円の使用料水準については、水道料金(平成15年度決算:月3,150円/20立米)など他の公共料金と比較しても妥当な水準であること、また現時点で最も使用料による汚水処理経費の回収率が高い、すなわち汚水私費の原則に最も合致する大都市の状況をも、月平均3,000円の水準による使用料設定でほぼ汚水処理経費を回収できること等から、ひとつのベンチマークとしての意味合いを持つと考える。

現在、既に月3,000円以上の使用料を徴収している団体は、実質的な使用料(使用料収入/有収水量)では全事業の約4割弱、条例上設定されている使用料ベースでは約3割弱となっている。なお、平成16年度供用開始事業の条例上の使用料の平均は3,125円(平成15年度2,998円)となり3,000円を上回るなど、近年に事業を開始をした団体の使用料設定は比較的高めとなっている。

なお、現行の繰出基準では、平成20年度以降に高資本費対策に要する経費を繰出対象とする場合には、使用料による要件が設定されており、この要件に沿って繰出された経費についてのみ地方交付税措置がなされることとされている。よって、この対象となるためには、平成20年度の地方交付税の算定基礎となる平成18年度決算において使用料を月3,000円(1立米あたり150円)以上徴収することが必要となる。